

○東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例

平成二四年一二月一三日

条例第一三六号

改正 平成二五年三月二九日条例第五二号

平成二六年一二月二六日条例第一七四号

平成三〇年三月三〇日条例第六六号

東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を公布する。

東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 人員に関する基準(第四条―第七条)

第三章 設備に関する基準(第八条・第九条)

第四章 運営に関する基準(第十条―第五十九条)

第五章 雑則(第六十条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第四十四条第一項及び第二項の規定に基づき、東京都の区域(八王子市を除く区域をいう。)における指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(平二五条例五二・平二六条例一七四・一部改正)

(用語の意義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。
- 二 施設障害福祉サービス 法第五条第一項に規定する施設障害福祉サービスをいう。
- 三 支給決定 法第十九条第一項に規定する支給決定をいう。
- 四 支給決定障害者 法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者をいう。
- 五 支給量 法第二十二条第七項に規定する支給量をいう。
- 六 受給者証 法第二十二条第八項に規定する受給者証をいう。
- 七 支給決定の有効期間 法第二十三条に規定する支給決定の有効期間をいう。
- 八 指定障害者支援施設 法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。
- 九 指定障害福祉サービス 法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。

十 指定障害福祉サービス等 法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。

十一 指定障害福祉サービス事業者等 法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。

十二 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用(法第二十九条第一項に規定する特定費用をいう。以下同じ。))を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)をいう。

十三 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額をいう。

十四 法定代理受領 法第二十九条第四項の規定により支給決定障害者が指定障害者支援施設に支払うべき指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者に代わり、当該指定障害者支援施設に支払われることをいう。

十五 昼間実施サービス 指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。

2 前項に掲げるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(指定障害者支援施設の一般原則)

第三条 指定障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、当該個別支援計画に基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、当該施設障害福祉サービスの効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って施設障害福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

3 指定障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第二章 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第四条 指定障害者支援施設は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる従業者を東京都規則(以下「規則」という。)で定める基準により置かなければならない。ただし、第一号ロ又は第二号イの理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合に

は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことをもって、第一号ロ又は第二号イの理学療法士又は作業療法士に代えることができる。

一 生活介護を行う場合

イ 医師

ロ 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ハ サービス管理責任者(施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)

二 自立訓練(機能訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「省令」という。)第六条の六第一号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)を行う場合

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ロ サービス管理責任者

三 自立訓練(生活訓練)(省令第六条の六第二号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)を行う場合

イ 生活支援員

ロ サービス管理責任者

四 就労移行支援を行う場合

イ 就労移行支援を行う場合に置くべき従業者

(一) 職業指導員及び生活支援員

(二) 就労支援員

(三) サービス管理責任者

ロ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)第二条第一項又は第十八条の二第一項の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の学校又は養成施設として認定されている指定障害者支援施設(以下「認定指定障害者支援施設」という。)が就労移行支援を行う場合に置くべき従業者

(一) 職業指導員及び生活支援員

(二) サービス管理責任者

五 就労継続支援B型(省令第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。)を行う場合

イ 職業指導員及び生活支援員

ロ サービス管理責任者

六 施設入所支援を行う場合

イ 生活支援員

- ロ サービス管理責任者
(平二五条例五二・一部改正)

第五条 削除

(平三〇条例六六)

(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の配置の基準)

第六条 指定障害者支援施設が、複数の昼間実施サービスを行う場合は、規則で定める基準により従業者を置かなければならない。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第七条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設のうち主たる事業所(以下この条において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(以下この条において「従たる事業所」という。)を設置することができる。

- 2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所の従業者及び従たる事業所の従業者(サービス管理責任者を除く。)のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

第三章 設備に関する基準

(設備の基準)

第八条 指定障害者支援施設は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室、多目的室その他運営上必要な設備を規則で定める基準により設けなければならない。

- 2 認定指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合は、前項に規定する設備の基準のほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則(昭和二十六年文部省・厚生省令第二号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師に係る学校又は養成施設の認定の基準(設備に係るものに限る。)を満たすこととする。
- 3 第一項に規定する訓練・作業室は、就労継続支援B型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。
- 4 第一項に規定する相談室及び多目的室は、利用者へのサービスの提供に支障がない範囲で兼用とすることができる。

第九条 削除

(平三〇条例六六)

第四章 運営に関する基準

(管理者による管理等)

第十条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設を管理する者(以下「管理者」という。)を置かなければならない。

- 2 管理者は、専ら当該指定障害者支援施設の管理に係る職務に従事する者でなければならない。ただし、当該指定障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該指定障害者支援施設の他の職務に従事し、又は当該指定障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

- 3 管理者は、当該指定障害者支援施設の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。
- 4 管理者は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画(以下「施設障害福祉サービス計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 5 管理者は、当該指定障害者支援施設の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

(サービス管理責任者の責務等)

第十一条 サービス管理責任者は、次項から第八項までに規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 利用の申込みに際し、利用申込者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用申込者の心身の状況、当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況その他必要な事項を把握すること。
 - 二 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができることと認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
 - 三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
- 2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、当該利用者について、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活、課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討しなければならない。
 - 3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、当該利用者には面接を行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を当該利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
 - 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討の結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期並びに提供上の留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携を当該施設障害福祉サービス計画の原案に含めるよう努めなければならない。
 - 5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に係る当該サービス管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるとともに、当該利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。

- 6 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- 7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、当該施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下この条において「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも六月に一回以上(自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)又は就労移行支援を提供する場合にあっては、少なくとも三月に一回以上)、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じ変更を行わなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、定期的に当該利用者に面接し、かつ、モニタリングを行い、その結果を記録しなければならない。
- 9 第二項から第六項までの規定は、第七項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(運営規程)

第十二条 指定障害者支援施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程(以下「運営規程」という。)を定めなければならない。

- 一 指定障害者支援施設の目的及び運営の方針
- 二 提供する施設障害福祉サービスの種類
- 三 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 四 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間
- 五 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員
- 六 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 七 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域(当該指定障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)
- 八 施設障害福祉サービスの利用に当たっての留意事項
- 九 緊急時等における対応方法
- 十 非常災害対策
- 十一 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 十二 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十三 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第十三条 指定障害者支援施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供することができるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設の従業者の勤務体制を定めなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設の従業者によって施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定障害者支援施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第十四条 指定障害者支援施設は、支給決定障害者が施設障害福祉サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った支給決定障害者(以下「利用申込者」という。)に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該施設障害福祉サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七十七条の規定により書面の交付等を行う場合は、利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量等の報告等)

第十五条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、当該施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、支給決定障害者に提供することを契約した施設障害福祉サービスの種類ごとの量(以下この条において「契約支給量」という。)その他の必要な事項(以下この条において「受給者証記載事項」という。)を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

- 2 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えてはならない。
- 3 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を特別区及び市町村(以下「区市町村」という。)に遅滞なく報告しなければならない。
- 4 前三項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(提供拒否の禁止)

第十六条 指定障害者支援施設は、正当な理由なく、施設障害福祉サービスの提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第十七条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの利用について区市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、協力するよう努めなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十八条 指定障害者支援施設は、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、

就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認める場合は、他の指定障害者支援施設等、指定生活介護事業者(東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第百五十五号)第七十八条に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(同条例第百四十一条第一項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(同条例第百五十一条に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定就労移行支援事業者(同条例第百六十一条に規定する指定就労移行支援事業者をいう。)、指定就労継続支援B型事業者(同条例第百八十七条第一項に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。)等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら必要な便宜を供与することが困難である場合は、病院又は診療所の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第十九条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の開始に際し、支給決定障害者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定を受けた施設障害福祉サービスの種類、支給決定の有効期間、支給量等を確認しなければならない。

(介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助)

第二十条 指定障害者支援施設は、介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請をしていないことにより施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第二十一条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

第二十二条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービス等を提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はそ

の家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第二十三条 指定障害者支援施設は、利用者の居宅を訪問して、自立訓練(機能訓練)又は自立訓練(生活訓練)を行う場合には、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第二十四条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において利用者(施設入所支援を受ける者を除く。)に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を、その都度記録しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける利用者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、前二項の規定による記録に際し、提供した施設障害福祉サービスの種類ごとに、支給決定障害者から施設障害福祉サービスの提供を受けたことについて確認を受けなければならない。

(支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第二十五条 指定障害者支援施設は、支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができる。ただし、当該金銭の用途が利用者の便益を直接向上させるものであり、かつ、支払を求めることが適当である場合に限るものとする。

2 前項の規定により支給決定障害者に金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、当該支給決定障害者に対し説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までに規定する支払については、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

第二十六条 指定障害者支援施設は、法定代理受領を行う施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から当該施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定障害者支援施設は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から、当該施設障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定障害者支援施設は、前二項に定める場合において支給決定障害者から支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

- 4 指定障害者支援施設は、前三項に規定する額の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を当該額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 5 指定障害者支援施設は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第二十七条 指定障害者支援施設は、支給決定障害者(当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者に限る。)が同一の月に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス事業者等が提供する指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項(法第三十一条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、支給決定障害者(当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者を除く。)の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス事業者等が提供する指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等)

第二十八条 指定障害者支援施設は、法定代理受領により施設障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費又は訓練等給付費の額を通知しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、第二十六条第二項の法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けた場合は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に交付しなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第二十九条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設の設置者が利用者に係る厚生労働大臣が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたと

きは、給付金として支払を受けた金銭を規則で定めるところにより管理しなければならない。

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第三十条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設の従業者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、説明しなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。

(相談及び援助)

第三十一条 指定障害者支援施設は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、利用者が、当該指定障害者支援施設以外において生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型(省令第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。)又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用に係る調整等必要な支援を実施しなければならない。

(介護)

第三十二条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じ、必要な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 4 指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。
- 5 指定障害者支援施設は、常時一人以上の従業者を介護に従事させなければならない。
- 6 指定障害者支援施設は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該指定障害者支援施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(訓練)

第三十三条 指定障害者支援施設は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じ、必要な技術をもって訓練を行わなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は

就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の特性に応じ、必要な訓練を行わなければならない。

- 3 指定障害者支援施設は、常時一人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。
- 4 指定障害者支援施設は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該指定障害者支援施設の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

(生産活動)

第三十四条 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めるとともに、利用者のうち生産活動に従事する者の作業時間、作業量等が過重な負担とならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者のうち生産活動に従事する者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置その他の生産活動を安全に行うために必要な措置を講じなければならない。

(工賃の支払等)

第三十五条 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事する者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、当該生産活動に係る事業の収入から当該生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する額を工賃として支払わなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃(同項に規定する工賃をいう。以下この条において同じ。)の平均額(第四項において「工賃の平均額」という。)を、三千円を下回るものとしてはならない。
- 3 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
- 4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、目標とする工賃の水準を設定し、当該目標とする工賃の水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、知事に報告しなければならない。

(実習の実施)

第三十六条 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習ができるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習ができるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、前二項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第三十七条 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所における求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所における求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第三十八条 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が当該職場に就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が当該職場に就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(就職状況の報告)

第三十九条 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、知事に報告しなければならない。

(食事)

第四十条 指定障害者支援施設(施設入所支援を提供する場合に限る。)は、正当な理由なく、食事の提供を拒んではならない。

- 2 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合には、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食

事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。
- 5 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合には、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。ただし、栄養士を置く指定障害者支援施設にあつては、この限りでない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第四十一条 指定障害者支援施設は、必要に応じ、利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て代わって行わなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会の確保に努めなければならない。

(健康管理)

第四十二条 指定障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意し、健康保持のための必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年、定期に二回以上健康診断を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第四十三条 指定障害者支援施設の従業者は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)

第四十四条 指定障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であつて、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、当該利用者の希望等を勘案し、必要に応じ、適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、当該利用者が退院後再び当該指定障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしなければならない。

(支給決定障害者に関する区市町村への通知)

第四十五条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを受けている支給決定障害者が正当な理由なく、施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められる場合又は偽りその他不正な行為によって介護給付費若しくは訓練等給付費を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しなければならない。

(定員の遵守)

第四十六条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員及び居

室の定員(第八条第一項に規定する規則で定める基準として定められる居室の定員をいう。)を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第四十七条 指定障害者支援施設は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(協力医療機関等)

第四十八条 指定障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるために、あらかじめ、協力医療機関(当該指定障害者支援施設との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。以下同じ。)を定めなければならない。

2 指定障害者支援施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関(当該指定障害者支援施設との間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。以下同じ。)を定めるよう努めなければならない。

(掲示)

第四十九条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第五十条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定障害者支援施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(秘密保持等)

第五十一条 管理者及び指定障害者支援施設の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定障害者支援施設は、管理者及び従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定障害者支援施設は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対し、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

(情報の提供等)

第五十二条 指定障害者支援施設は、利用者が、適切かつ円滑に当該指定障害者支援施設を利用できるように、実施する事業の内容について情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものでないようしなければならない。

(利益供与等の禁止)

第五十三条 指定障害者支援施設は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定障害者支援施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 指定障害者支援施設は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第五十四条 指定障害者支援施設は、利用者又はその家族からの施設障害福祉サービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、提供した施設障害福祉サービスに関し、法第十条第一項の規定により区市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該区市町村からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。
- 4 指定障害者支援施設は、提供した施設障害福祉サービスに関し、法第十一条第二項の規定により知事が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員が行う質問に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力し、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、知事からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。
- 5 指定障害者支援施設は、提供した施設障害福祉サービスに関し、法第四十八条第一項の規定により知事又は区市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員が行う質問若しくは指定障害者支援施設の設備若しくは帳簿

書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して知事又は区市町村長が行う調査に協力し、知事又は当該区市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、知事又は当該区市町村長からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

- 6 指定障害者支援施設は、社会福祉法第八十五条の規定による運営適正化委員会が行う調査又はあっせん可能な限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第五十五条 指定障害者支援施設は、運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第五十六条 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(非常災害対策)

第五十七条 指定障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を策定し、また、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(会計の区分)

第五十八条 指定障害者支援施設は、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害者支援施設の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第五十九条 指定障害者支援施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から五年間保存しなければならない。

- 一 第二十四条第一項及び第二項に規定するサービスの提供の記録
- 二 施設障害福祉サービス計画
- 三 第四十五条に規定する区市町村への通知に係る記録
- 四 第五十条第二項に規定する身体的拘束等の記録
- 五 第五十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 第五十六条第一項に規定する事故の状況及び処置についての記録

第五章 雑則

(委任)

第六十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年一月一日から施行する。

(就労継続支援A型の事業に係る経過措置)

2 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(平成二十五年厚生労働省令第四号)第十二条の規定による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十二号)附則第三条の規定の適用を受けていた指定障害者支援施設であって、この条例の施行の日前から就労継続支援A型の事業を行うもの(次項から附則第十一項までにおいて、単に「指定障害者支援施設」という。)については、当分の間、次項から附則第十一項までに定めるところにより、引き続き当該就労継続支援A型を提供することができる。

(平二五条例五二・一部改正)

3 指定障害者支援施設は、利用者と雇用契約を締結しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、指定障害者支援施設(昼間実施サービスとして就労継続支援B型を提供するものを除く。)は、利用者のうち省令第六条の十第二号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに就労継続支援A型を提供することができる。

5 指定障害者支援施設は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めるとともに、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

6 指定障害者支援施設は、利用者(附則第四項の規定により就労継続支援A型の提供を受けている者(次項から附則第九項までにおいて「雇用契約を締結していない利用者」という。)を除く。)が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

(平二五条例五二・一部改正)

7 指定障害者支援施設は、雇用契約を締結していない利用者に生産活動に係る事業の収入から当該生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する額を工賃として支払わなければならない。

8 前項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃(同項に規定する工賃をいう。次項において同じ。)の平均額は、三千円を下回ってはならない。

- 9 指定障害者支援施設は、雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
- 10 指定障害者支援施設は、利用者及び従業者以外の者を就労継続支援A型の事業に従事するために雇用する場合は、次の各号に掲げる就労継続支援A型の利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。
- 一 利用定員が十人以上二十人以下 利用定員に百分の五十を乗じて得た数
 - 二 利用定員が二十人以上三十人以下 十又は利用定員に百分の四十を乗じて得た数のいずれか多い数
 - 三 利用定員が三十一人以上 十二又は利用定員に百分の三十を乗じて得た数のいずれか多い数
- 11 第四条、第八条、第十八条、第二十六条、第三十三条、第三十四条及び第三十六条から第三十八条までの規定は、指定障害者支援施設について準用する。この場合において、第四条第五号中「就労継続支援B型(省令第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。)」とあるのは「就労継続支援A型(省令第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。)又は就労継続支援B型(省令第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。)」と、第八条第三項中「就労継続支援B型」とあるのは「就労継続支援A型又は就労継続支援B型」と、第十八条第一項中「又は就労継続支援B型」とあるのは「、就労継続支援A型又は就労継続支援B型」と、「指定就労継続支援B型事業者」とあるのは「、指定就労継続支援A型事業者(同条例第一百七十二条に規定する指定就労継続支援A型事業者をいう。)、指定就労継続支援B型事業者」と、第三十三条第二項及び第三十四条中「又は就労継続支援B型」とあるのは「、就労継続支援A型又は就労継続支援B型」と、第三十六条第二項中「就労継続支援B型」とあるのは「就労継続支援A型又は就労継続支援B型」と、第三十七条第二項中「就労継続支援B型」とあるのは「就労継続支援A型又は就労継続支援B型」と、同条第三項中「又は就労継続支援B型」とあるのは「、就労継続支援A型又は就労継続支援B型」と、第三十八条第二項中「就労継続支援B型」とあるのは「就労継続支援A型又は就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

(多目的室の経過措置)

- 12 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成二十四年法律第五十一号)第一条の規定による改正前の障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)(以下この項において単に「法」という。)附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「旧身体障害者福祉法」という。)第二十九条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けていたもの、旧身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第十

七条の十第一項の指定を受けていたもの若しくは旧身体障害者福祉法第三十一条に規定する身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けていたもの(障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第百六十九号。以下「整備省令」という。))第一条第二号の規定による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成十四年厚生労働省令第七十九号)第二条第三号イに規定する指定特定身体障害者入所授産施設に限る。)又は法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。))第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けていたもの(整備省令第一条第三号の規定による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成十四年厚生労働省令第八十一号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。))第二条第一号イに規定する指定知的障害者入所更生施設に限る。)若しくは旧知的障害者福祉法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けていたもの(旧知的障害者更生施設等指定基準第二条第二号イに規定する指定特定知的障害者入所授産施設に限る。)の建物として平成十八年十月一日前から存していたもの(同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、又は改築される等により建物の構造を変更したものを除く。)において施設障害福祉サービスを提供する場合は、当分の間、第八条第一項に規定する多目的室を設けないことができる。

(平二五条例五二・一部改正)

附 則(平成二五年条例第五二号)

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則(平成二六年条例第一七四号)

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則(平成三〇年条例第六六号)

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(以下この項において「改正前の条例」という。))第五条の規定により改正前の条例第四条第一号及び第六号に規定する基準を満たすものとみなされて指定を受けている指定障害者支援施設(改正前の条例第二条第一項第八号の指定障害者支援施設をいう。以下この項において同じ。))及び改正前の条例第九条の規定により改正前の条例第八条に規定する基準を満たすものとみなされて指定を受けている指定障害者支援施設については、この条例による改正後の東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例第四条第一号及び第六号並びに第八条の規定にかかわらず、平成三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

